

人事労務担当者であれば絶対に押さえておきたい！

雇用形態による 処遇格差問題と 同一労働・同一賃金議論

平成28年11月29日(火)
13:30~16:30

高松商工会議所会館
5階 501会議室
高松市番町2丁目2番2号

～定年後再雇用者の賃金に対する仰天判決など近時の注目裁判をもとに実務対策を明快に解説～

「同一労働・同一賃金」という概念は、本来、性別や人種など個人の意思や努力では変えることのできない属性等を理由とする原則をいい、正社員と非正規社員という当事者間の合意で決定される雇用形態を理由とするものは含まれていません。雇用形態による格差については、不利益取扱いまたは不合理な相違の禁止による法規制があり、世間では雇用形態による格差について、これを超えて同一労働・同一賃金の議論が安易になされているように見えます。

そこで、労働法分野で深い見識をお持ちの石寄弁護士をお招きし、セミナー時の最新の情報と近時の裁判例の十分な分析のもとに、同議論の妥当性と行方を解説するとともに、実務対策を示したいと思えます。

経営者・経営幹部、人事労務・総務部門の管理者・担当者ならびに企業を指導する社会保険労務士の方々などにご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

講
師



石寄・山中総合法律事務所 弁護士

いしざき のぶのり
石寄 信憲 氏

【講師紹介】

明治大学法学部卒業、昭和50年 司法試験合格、昭和53年 弁護士登録以後、労働事件を経営者側代理人として手掛ける。

平成14から16年 司法制度改革推進本部労働検討委員会委員。現在、経営法曹会議常任幹事。

【著書】

就業規則の法律実務(第3版)、健康管理の法律実務(第3版)非正規社員の法律実務(第3版)など

講
座
内
容

- 労働契約法20条
- パートタイマー労働法8条、9条
- 派遣法30条の3
- 近時の裁判例
 - ・長澤運輸事件 東京地判H28.5.13(労契法20条関係、控訴中)
 - ・ハマキョウレックス事件 大阪高判H28.7.26(労契法20条関係)
 - ・ハマキョウレックス事件 大津地彦根支判H27.9.16(労契法20条関係)
 - ・ニヤクコーポレーション事件 大分地判H25.12.10(パート労働法9条関係、控訴審にて和解)
- 差別と同一労働・同一賃金
- 雇用形態格差と同一労働・同一賃金
- 同一労働・同一賃金議論の行方
- 限定正社員と非正規社員の関係

申込要領

申込方法・支払方法

- ・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、**11月21日(月)**までにファクシミリにて、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。
- ・準備の都合上、**11月21日(月)**以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。
- ・お手数ですが、右記口座までに参加費をお振込み下さるようお願いいたします。**お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。**なお、恐れ入りますが、**振込手数料は貴社・団体にてご負担をお願いいたします。**

参加費・振込先

〈会費〉(1名につき)

| | |
|--|------------------------------|
| 香川県経営者協会・ 香川県社会保険労務士会・ 労働法ビジネスセミナー会員 | 8,500円 (資料代等を含みます) |
| 会員外 | 9,500円 (") |

- 「会員」とは、香川県経営者協会会員、H28年度労働法ビジネスセミナー受講者および香川県社会保険労務士会会員をいう

〈振込先〉

| 銀行名 | 百十四銀行本店 | 香川銀行本店 |
|--------|----------|---------|
| 口座(普通) | 1233480 | 3503823 |
| 名義(共通) | 香川県経営者協会 | |

お申込・お問い合わせ

香川県経営者協会

「H28年度 労働法実践セミナー」係

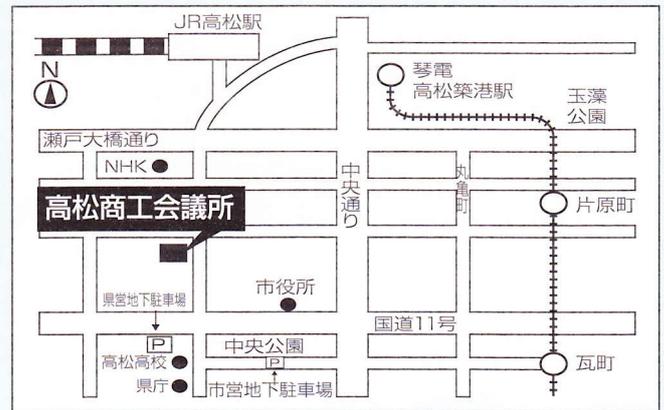
〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号(高松商工会議所会館5階)

TEL (087) 821-4691 FAX (087) 825-9274

個人情報の取扱いについて

- (1)参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づき場合等を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。
- (2)パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

会場案内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央ICより車で約20分
- 高松西ICより車で約20分

香川県経営者協会行き

平成 月 日

FAX:(087)825-9274

『平成28年度 労働法実践セミナー(石寄弁護士)』参加申込書

会社・団体名

所在地

申込責任者(所属・役職)

(氏名)

TEL () -

FAX () -

●請求書(要・否)

| | 所属・役職名 | 参加者(登録者)氏名 |
|------------|--------|------------|
| 会員・ 会員外 | | |
| 会員・ 会員外 | | |
| 会員・ 会員外 | | |

●会費 円× 名= 円(銀行 月 日振込予定) (※)参加者が多い場合は本申込書をコピーしてご利用下さい。